

## 滋賀県林業会館移転新築工事設計・施工一括発注プロポーザル審査基準

## 第1 総則

滋賀県林業会館移転新築工事設計・施工一括発注プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）は、本事業における事業者の選定に当たり、滋賀県森林組合連合会（以下「連合会」という。）が契約の相手方を適正に審査、評価するための基準を示したものである。なお、この審査基準は、滋賀県林業会館移転新築工事設計・施工一括発注プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）と一体のものとして取り扱う。

## 第2 審査及び評価体制

審査は、1次審査と2次審査に分けて実施する。

1次審査は、連合会の事務局において審査するものとし、2次審査は、滋賀県林業会館移転新築工事設計・施工一括発注プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査、評価する。なお、1次審査において必要な要件等を満たしていない場合は失格とする。

## 第3 審査及び評価項目と配点（（ ）内の数字は配点）

## 1 1次審査

参加者の構成及び資格の適格審査（適格 or 失格）

## 2 2次審査

(1) 定性的事項の審査（事業計画に関する技術提案審査）(100)

ア 事業計画に関する評価 (40)

イ 施設計画に関する評価 (40)

ウ 総合的な観点による評価 (20)

(2) 定量的事項の審査（見積価格に関する審査）(50)

## 第4 審査及び評価方法

## 1 1次審査

実施要項に示す参加者の構成及び資格要件を満たしていることを確認する。なお、要件を満たしていない場合は失格とする。

## 2 2次審査

2次審査は、提出された技術提案書について、以下に示す評価方法・評価項目を基に、定性的事項の審査（100点）、定量的事項の審査（50点）の計150点を満点と

した上で、委員の評価点の合計により評価する。

(1) 定性的事項の審査 (100 点)

ア 評価方法

定性的事項の審査は、イに示す審査項目について行う。個々の配点は、全ての審査事項において基準配点に以下の評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。配点は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位まで求める。ただし、(ウ)については、これによらずに1～15点の幅をもって評価する。

評価区分		配点比率
A	特に優れている	当該項目の配点×100%
B	優れている	当該項目の配点×80%
C	普通	当該項目の配点×60%
D	劣っている	当該項目の配点×30%

イ 審査項目と配点

(ア) 事業計画に関する評価 (配点：40 点)

審査項目	審査の視点	基準配点
① 事業実施体制に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施体制</li> <li>構成員の役割、技術者の能力</li> <li>適正な配置、事業実績</li> </ul>	20
② 事業工程計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に応じた、スケジュールの適切性。提案した工程や期間での業務の実効性</li> <li>設計・施工におけるスケジュールを短縮するための工夫 (各種調査・許認可、施設の設計・各種申請、建設等全ての工期を含む)</li> </ul>	10
③ びわ湖材の利用促進に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造の構造部材として、びわ湖材を利用しやすくするための工夫 (木材調達、利用部材、設計手法、施工方法など)</li> </ul>	10

(イ) 施設計画に関する評価 (配点：40 点)

審査項目	審査の視点	基準配点
① 全体配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の配置の適切性</li> <li>動線計画の適切性 (歩行者の動線の安全性、機能性等)</li> <li>外構計画の適切性</li> <li>仮設計画の適切性</li> </ul>	5

	・その他計画上配慮した点	
② 施設計画	・各室配置、階段位置等の適切性 ・各室の通風、採光、プライバシーの確保の適切性 ・その他計画上配慮した点	10
③ 建築デザイン・景観	・デザインコンセプト ・色彩、外装仕上げ等の計画の適切性 ・周辺地域との調和等、景観に配慮 ・その他独自に配慮した点	10
④ 建築施工経費の縮減対策	・他の構造（鉄骨造など）と比較して、建築施工（イニシャル）における経費を縮減させるための工夫（利用部材、材料調達、工法、構法、デザインなど）	10
⑤ 維持管理経費の縮減対策	・木造建築物でありながら、維持管理（メンテナンス）における経費を縮減させるための工夫（デザイン、仕上げ、利用部材など）	5

(ウ) 総合的な観点による評価（配点：20点）

審査項目	審査の視点	基準配点
総合的な観点	・提案における企画力や独自性 ・本事業に対する意欲や誠意	20

## (2) 定量的事項の審査（50点）

価格提案書に記載された金額について、以下に示す算定方法で配点を行う。なお、提案上限額（税込）を超える提案をした者は、失格とする。

$$50 \times (1 - (\text{当該参加者の提案価格} / \text{提案上限額}))$$

## 第5 選定事業者（優先交渉権者）及び次点の選定方法

定性的事項の審査と定量的事項の審査の合計により、合計点数が60パーセント以上の者の中で最高得点の者を、最も優れた提案を行った選定事業者（優先交渉権者）として選定するとともに、次に高得点の者を次点として選定する。

なお、定性的事項と定量的事項の審査の合計の最高得点が複数ある場合は、定量的事項の審査についての得点が上位の者を選定事業者（優先交渉権者）として選定する。当該得点が同点の場合はランクA（B）の項目が多い者を選定事業者（優先交渉権者）として選定する。ただし、2次審査において、全委員を通じて評価ランクDの項目が1つ以上ある場合は、総合評価点が高くとも、選定しない場合がある。